報告事項

特定生産緑地の指定について

平成4年～

生産緑地の指定

農地として管理

30年

令和4年～

いつでも買取りの申出が可能に

土地利用の制限が解除

生産緑地の大幅な減少

平成30年4月（生産緑地法の改正）

特定生産緑地制度の創設

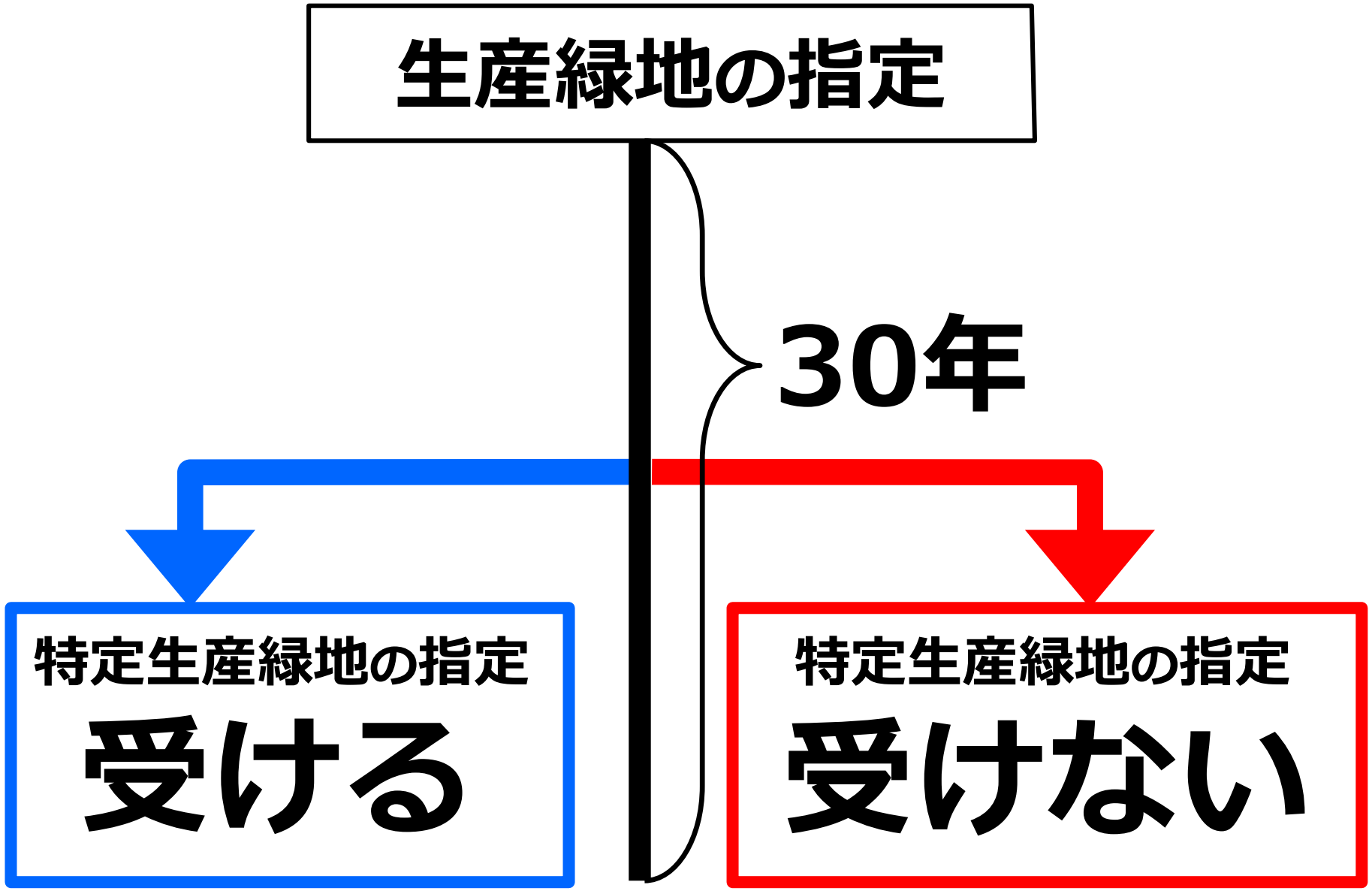
生産緑地の指定
30年
特定生産緑地の指定
受ける
特定生産緑地の指定
受けない

特定生産緑地の指定を受けない場合

30年

生産緑地の指定

■農地として管理
⇒土地利用の制限

■税金の優遇措置
・固定資産税
⇒農地課税
・相続税
⇒納税猶予の適用可能

特定生産緑地の指定を受けない

■**いつでも買取り申出可能に**
⇒買取り申出後は
土地利用の制限が解除

■**税金の優遇措置の解除**
・固定資産税
⇒段階的に宅地並み課税へ
・相続税
⇒次の相続では
納税猶予の適用不可

特定生産緑地の指定を受ける場合

30年

10年

生産緑地の指定

■農地として管理
⇒土地利用の制限

■税金の優遇措置
・固定資産税
⇒農地課税
・相続税
⇒納税猶予の
適用可能

特定生産緑地の指定を受ける

■**買取り申出できる期間が10年延期**
⇒土地利用の制限

■**税金の優遇措置継続**
・固定資産税
⇒農地課税
・相続税
⇒納税猶予の
適用可能

特定生産緑地選択

→ **生産緑地の保全**

特定生産緑地の指定手続

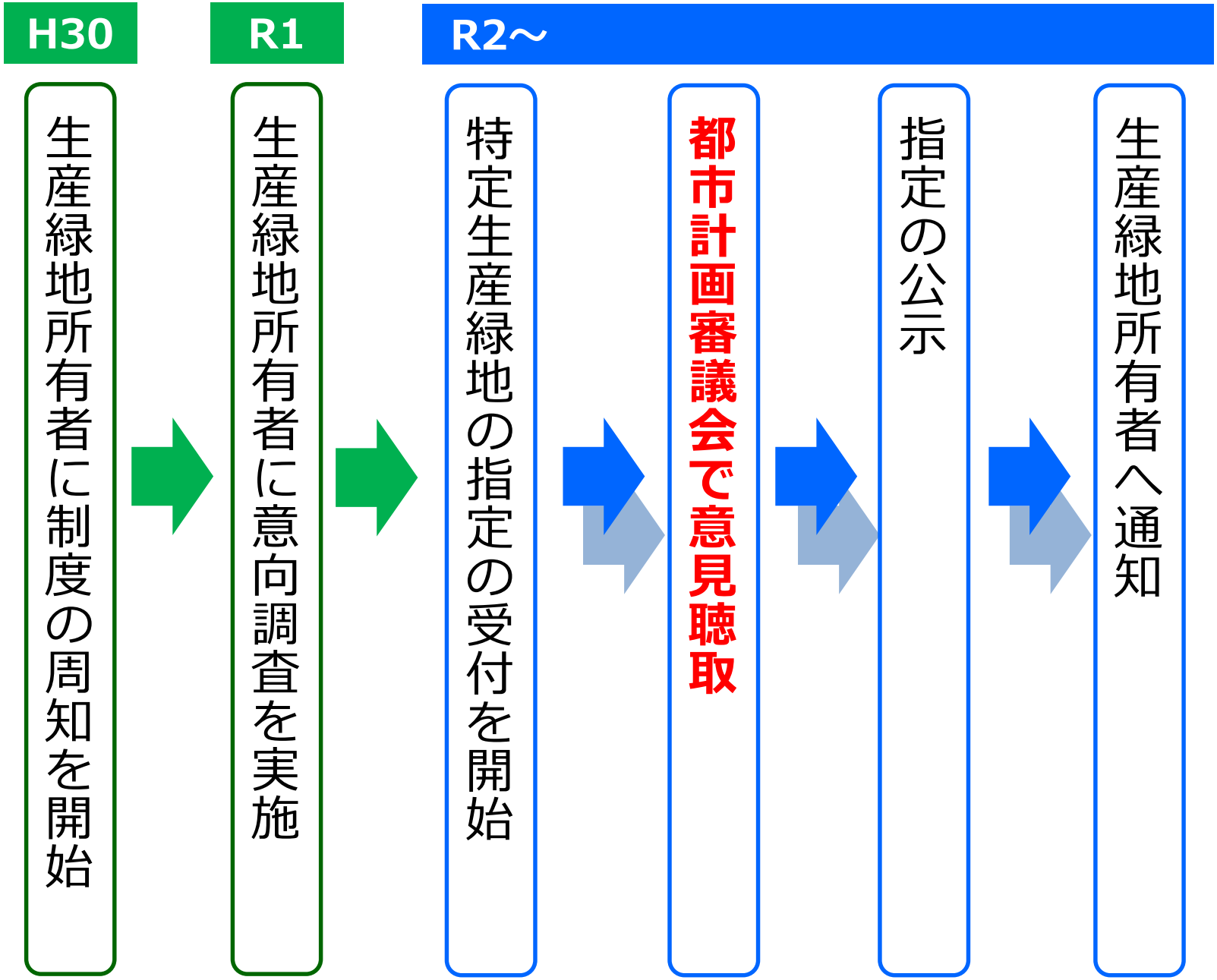

特定生産緑地の受付状況

令和6年11月27日

	対　象	公示済	指定 受付	解除 受付	指定 しない	未受付
箇所数	192	167	1	0	12	21
面積	25.2ha	22.0ha	0.1ha	0ha	1.0ha	2.1ha

特定生産緑地として指定を受けるためには…

■農地としての適正な管理

・申出の際に、現況写真を提出
・農業委員会と連携して現地確認

■権利者の同意

・申出の際に、同意書を提出
・抵当権者である税務署の同意は一括して取得

平成６年受付生産緑地の特定生産緑地指定状況

	対象	指定する	指定希望しない
箇所数	7	5	2
割合		71.4%	28.6%
面積	0.6ha	0.5ha	0.1ha
割合		83.3%	16.7%

報告事項

特定生産緑地の指定について